

令和6年度 第1回

栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和6年7月29日（月）

午後1時～午後2時30分

場 所：栃木市役所 3階 正庁A

事務局：栃木市 生活環境部 保険年金課

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、只今から、第1回栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

まず始めに大川市長よりご挨拶を申し上げます。

(大川市長)

【市長あいさつ】

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、ここで、7月1日付で国民健康保険運営協議会委員に任命をさせていただきました皆様へ市長から委嘱状を交付いたします。

順にお名前をお呼びしますので、委員の皆様におかれましては、ご起立のうえそのまま自席でお待ちくださるようお願いいたします。

なお、二人目以降は、委嘱状の読み上げは省略させていただきます。

それではよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

(事務局)

なお、本日都合により欠席された栗田口委員、河口委員につきましては、後日事務局から委嘱状をお届けいたします。

続きまして、新たに選任された委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、1番委員の湯本さんから順にお願いいたします。

(委員自己紹介)

(事務局)

ありがとうございました。

恐れ入りますが、市長におかれましては、他用務のためこれもちまして退席させていただきます。

(市長退席)

(事務局)

次に、この場をお借りしまして、生活環境部長及び事務局の自己紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

(事務局)

それでは、次第の 5 臨時議長選出に入らせていただきます。

委員の改選に伴いまして、現在、本協議会の会長及び職務代理者は不在となっております。

会長及び職務代理者が不在の場合につきましては、市国民健康保険規則第 9 条におきまして「会長及び会長の職務を代行する委員がともに欠けた場合の会議においては、年長の委員が臨時議長になる」と規定されておりますので、年長の委員さんをお願いしたいと存じます。

本日ご出席の委員さんの中で、年長の委員は、公益代表の小林さんでございますので、臨時議長は小林さんをお願いしたいと存じます。それでは、小林さんよろしく願いいたします。

(小林臨時議長)

それでは、暫時、臨時議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

本協議会の定数は 18 名ですが、本日、出席されている委員の方は 16 名でありますので、栃木市国民健康保険規則第 11 条の規定による半数以上委員の出席に該当し、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

(小林臨時議長)

次に、会議録署名者の指名であります。慣例によりまして、2 人の委員を指名させていただきます。

1 番委員の湯本委員、2 番委員の田中委員をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、(1) 会長及び職務代理者の選挙について、であります。事務局から

説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、(1)会長及び職務代理者の選挙についてご説明いたします。お手元の会議資料 3 ページ 資料 1 中段の【参考】をご覧ください。

国民健康保険法 施行令 第 5 条第 1 項において、「協議会に会長を 1 人置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」とあり、また、職務代理者につきましては、同条第 2 項に、「会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。」と規定されております。

従いまして、会長及び職務代理者は、公益を代表する委員の中から選出することになります。

次に、選挙の方法ですが、栃木市 国民健康保険規則第 4 条 第 1 項に、「無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。」とあります。

また、同条 第 3 項において「委員中 異議がないときは、第 1 項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用（もち）いることができる。」と規定されております。

このことから、選挙または指名推薦のいずれかの方法での、選出となります。

なお、臨時議長におかれましては、会長選出までをお願いいたします。会長選出後、改めて会長を議長として、職務代理者の選出をお願いいたします。

以上となります。

(小林臨時議長)

それでは、まず、会長の選出をしたいと思いますが、ただいま事務局から、選挙または指名推薦のいずれかの方法により選出する、と説明がございました。指名推薦につきましては、「委員中異議がないとき」ということでございますので、まずは、会長の選出について、指名推薦の方法をとることについて、お諮りいたします。

指名推薦による方法をとることにつきましては、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、会長につきましては、指名推薦の方法により選出することといたします。

それでは、会長について、公益を代表する委員の中からどなたかの推薦はございますか。

(内海委員)

小久保委員が適任かと思います。

(小林臨時議長)

ただいま、会長に、小久保委員を推薦するとの声がありましたが、他にどなたか推薦ありますか。

無いようですので、会長に、小久保委員を選任することについて、お諮りいたします。

ご承認いただける場合は、拍手をもってお願いいたします。

(拍手多数)

(小林臨時議長)

ありがとうございました。

では、ご異議がないようですので、会長に小久保委員が選出されました。

それでは、小久保委員より、会長就任のごあいさつをお願いいたします。

以上で、臨時議長の職を解任させていただき、議長を会長と交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(事務局)

それでは、ここで会長との進行打合せをさせていただきますので、しばらくお待ちください。

(進行打合せ)

(事務局)

それでは、会議を再開いたします。新会長の小久保委員より、ごあいさつをお願いいたします。

(小久保会長)

皆様こんにちは。ただいま大任を拝しました小久保かおるです。一生懸命にやらさせていただきますので、皆様よろしくをお願いいたします。

それでは、議事の進行をさせていただきます。

会長が決まりましたので、次に、職務代理者を選出いたします。

職務代理者については、先程、事務局から説明がございましたが、公益代表委員の中から選挙又は指名推薦のいずれかの方法で選出することになります。指名推薦につきましては、「委員中異議がないとき」ということですので、まずは、職務代理者の選出について、指名推薦の方法をとることについて、お諮りいたします。

指名推薦による方法を取ることにしましては、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、職務代理者につきましては、指名推薦の方法により選出することにいたします。

職務代理者について、公益を代表する委員の中からどなたかの推薦はございますか。

(内海委員)

臼井委員を推薦いたします。

(小久保会長)

ただいま、臼井委員を推薦するとの声がありましたが、その他にどなたか推薦はございますか。

無いようですので、職務代理者に、臼井委員を選任することについて、お諮りいたします。

ご承認いただける場合は、拍手をもってお願いいたします。

(拍手多数)

(小久保会長)

ありがとうございました。

では、ご異議がないようですので、職務代理者に臼井委員が選出されました。それでは、臼井委員より職務代理者就任のごあいさつをお願いします。

(臼井委員)

ただいま、職務代理者としてご推薦いただき、ご指名いただきました臼井と申します。会長に事故があるということはないと思うんですが、何かあったときにはお力になりますのでよろしく願いいたします。

(小久保会長)

次に、(2)に入るところですが、事務局より新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので、「栃木市国民健康保険運営協議会の役割について」の説明をしたいと申し出がありますので、説明をしていただきます。

(事務局)

それでは、参考資料の「栃木市国民健康保険運営協議会の役割について」をご覧ください。

まず、設置の主旨ですが、国保事業の適正な運営を図るためまた、その運営を円滑に行うために、協議会を設置するものとされ、運営協議会は市長の諮問機関として国保運営に関する重要事項について、市長から諮問があった場合に審議し、その意見を答申するという役割を担っております。

次に、運営協議会の委員についてですが、栃木市国民健康保険条例によりまして、被保険者の代表6名、医師・歯科医師・薬剤師の代表6名、公益としての代表6名の計18名での構成となっております。

次の審議内容ですが、国保運営に関して市が処理する重要事項に限るとされておりまして、具体的には保険税の税率や賦課方法、一部負担金の割合、保険給付の種類・内容等について審議を行っていただくことになります。

以上、簡単ですが栃木市国民健康保険 運営協議会の役割について、ご説明させていただきました。詳細につきましては、後ほど資料をご確認いただければと思います。

(小久保会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、詳細については、参考資料を後ほどよくお読み下さい。

それでは、議事を進めたいと思います。

次に、(2) 令和6年度事業計画(案)について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、お手元の資料 5 ページ資料2をご覧ください。

令和6年度事業計画(案)ですが、今年度は、本日が第1回目となります。次回、第2回目は、8月23日金曜日を予定しておりまして、国民健康保険税率等の見直しに係る検証や令和5年度の決算状況、データヘルス事業の実績についてご報告させていただきたいと考えております。

次に、10月16日 県国保連及び県国保運営協議 会長会 主催による研修会が、web会議として予定されております。

正式に日時等が決まりましたら、改めて委員の皆様に ご案内してまいります。

次に、第3回目として11月上旬、第4回目として12月中旬を予定しております。いずれも、「国民健康保険税率等の見直しについて」をご審議いただきと考えております。

次に、年明け1月中旬に第5回目として、令和7年度の予算編成状況や県からの事業費納付金及び標準保険料率の算定結果などをご報告したいと考えております。

また、後ほど改めてご説明させていただきますが、国民健康保険税率等の見直しについて、市長からの諮問がございますので、ご審議いただき、意見の答申を行う予定としております。

なお、事業計画としては以上であります。必要に応じて、会長にご相談の上、協議会を開催させていただく場合もございますので、その際にはご出席方よろしく願いいたします。

説明は、以上です。よろしく願いいたします。

(小久保会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

ご質問等がなければ、本年度は事業計画（案）のとおり進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして（3）国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて、を議題といたします。事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

7ページ資料3をご覧ください。

「国民健康保険税率等の見直し及び 課税限度額の引上げについて」であります。

まず初めに、11ページをご覧ください。7月26日付、市長から本運営協議会 会長あての諮問であります。「1 国民健康保険税率の見直しについて、2 課税限度額の引上げについて、3 こどもにかかる均等割り額の軽減について、ご審議のうえ答申くださいますようお願い申し上げます。」となっております。

それでは、7ページにお戻りください。

1 の背景等ですが、現在の国民健康保険税は、国保制度改革により、平成30年度から財政運営の主体が県になり、県が示した標準保険料率を基本に、昨年審議を行いまして、見直された税率で、令和6年度から新税率として課税しております。

その見直しにあたり、国保運営協議会の答申の中で、「国保事業費納付金をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えていくこと、さらに、令和6年度からの納付金ベース統一の取組み等を踏まえると、来年も検討する必要がある」とされました。

2 概要としましては、一つ目が、県が算定する標準保険料率を基本として、現状を踏まえながら保険税率の見直しを行うこと。二つ目が、課税限度額を現行の104万円から地方税法施行令に定める106万円に改めること。三つ目が、こどもに係る均等割額の軽減について検討することです。

次の9ページをお開きください。

1 の国保制度改革の概要ですが、安定的・持続的な制度とするため県が財政運営の責任主体となり、事業運営の中心的な役割を担うことになりました。

県は、まず医療費等の給付見込みを立て、市町（しまち）ごとに、医療費水準や所得水準に応じて納付金額を決定します。

市町は、事業費納付金を県に納付し、県は改めて保険給付費に必要な額を市町に交付します。

また併せて、県は交付に必要となる額を確保するために、市町（しまち）ごとの標準保険料率を示し、市町はそれを参考に保険税率を決定するという流れになっております。

次に、10ページ、2 の保険税率等見直しの検討経緯になります。先ほどご説明いたしましたが、昨年の保険税率の見直しにあたり、被保険者の減少や医療費の推移等による赤字額の増加のほか、県が進める納付金ベース統一の取組みなど、不確定・不測の要素が多いことから、令和6年度も検証することとしたものです。

次に、3 の現状ですが、一行目、今年度から新税率により課税しております。

その下、保険財政調整基金の残高はR6. 3末日現在で約29億5千万円と

なっております。

次にその下、被保険者の減少による保険税収の減を見込んでおり、保険財政調整基金を取り崩して財源に充てる予定でありその下、当初予算では約2億4千万円の基金繰入を見込み、R7.3末の基金残高は約27億円となる見通しを立てております。

次に、4の保険税率等見直しの考え方（案）であります。
今年度から納付金ベースの平準化に向けた調整が始まっており、4年後の令和10年度には「県内において、同じ世帯構成・同じ所得水準であれば同じ保険税水準」を目指していくとされております。

今後、様々な事務調整を市町と協議していくとされておりまして、本市といたしましては、その間、国保の安定的な運営に努め、納付金の状況や基金残高の推移等をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等を勘案し、慎重に税率の検討を進めていきたいと考えております。

また、課税限度額の引上げにつきましては、地方税法施行令の一部改正により、課税限度額が106万円に引き上げられており、見直しが必要となっております。それらを踏まえ、高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

最後に国保税のこどもの均等割であります。今年度から足利市におきまして、18歳未満のこどもの均等割り軽減が実施されております。

本市におきましても、昨年、運営協議会においてご審議いただきましたが、あらためましてご審議いただきたいと思います。

なお、別冊としてご用意いたしました参考資料1ですが、1ページに令和6年度の国保事業費納付金額を、
2ページから3ページには県が示した標準保険料率と本市税率との比較について、
次の5ページ、参考資料2には令和6年度からの新税率を、
次の7ページ、参考資料3には、市町別国民健康保険税率の状況一覧表を掲載してありますので、後ほど御目通しをお願いいたします。

最後に、本資料の13ページをご覧ください。
今後のスケジュール案といたしましては、8月開催の第2回国保運営協議会か

ら検証作業を行い、12月には結論を出していきたいと考えております。
次回運営協議会においては、検証に必要な資料等をご用意してまいりますので、
よろしくお願いいたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(小久保会長)

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(A 委員)

いくつかありますが、まず初めにこどもの均等割の軽減についてということで、宿題として。前回から出ていると思いますが、国保に加入するこどもの数というものは把握しておいたほうがいいと思いますので、その資料をお願いしたいと思います。

それともう一つ、保険税率なんですが、基本的には基金をどうするかというものに絡んでくると思いますので、本来は、基金は10億程度もっておく、それ以上のものは保険料を安くするするために活用していくという方向で前回もありましたが、医療費のほうが上がっていく、その財源に使っていくというジレンマの部分があるのでその辺をどう整理していくのかが皆さんにわかる資料というものがあれば用意していただきたいと思います。

(事務局)

今回の運営協議会におきまして、資料を用意したいと思います。ちなみに、4月現在なんですが、18歳以下の国民健康保険の被保険者数につきましては、2,232名となっております。全体の被保険者数においては31,619名ということになっております。それによる影響額等もわかる資料について用意したいと思います。

(小久保会長)

他にご質問・ご要望はございませんか。本件につきましては、次回、事務局からの検証に必要な資料等を提出いただきまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他ではございますが、事務局から何かございますか。

(事務局)

その他といたしまして、事務局より2点ほどご報告がございます。

まず1点目ではありますが、申し訳ありません。資料はありませんが、令和6年度税制改正の大綱が、昨年12月22日に閣議決定され、4月1日から施行されました。その中で国民健康保険税に関して、2点ほど改正がありました。

一つ目が、課税限度額の改正でありまして、その中の後期高齢者支援金等 課税額にかかる限度額が現行の22万円から24万円に、(2万円)引き上げられました。国の法令上は3年連続の改正でありまして、令和6年度から 医療給付費分・介護納付金をあわせた合計で106万円となりました。本市の課税限度額については、今年度から104万円となっておりまして、本協議会においてご審議いただきたいと考えております。

二つ目が、保険税減額の対象となる所得基準の見直しについてであります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者等の数に乗すべき金額を29万円から29万5千円と5千円引き上げられました。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得においても、被保険者等の数に乗すべき金額を53万5千円から54万5千円と1万円引き上げるもので、これによりまして軽減対象者が、額が引きあがった分拡大されることになりました。

この軽減判定所得については、国の法令上3年続けての改正でありまして、通例でありますと、地方税法施行令等の一部改正は、公布日が3月末日、施行日が4月1日となりますので、被保険者の方に不利益が生じないよう、市長の専決処分として、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたことをご報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

(小久保会長)

委員の皆様から何かございませんか。ご意見等ないようですので、ここで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上を持ちまして本日の会議を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。お疲れ様でした。

令和6年7月29日

会 長 小久保 かおる

署名委員

署名委員